

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第3回）
開催日時	平成27年7月21日（火曜日）午前9時30分から11時45分まで
開催場所	田無庁舎 5階501会議室
出席者	委員：原田 久会長、和光浩樹職務代理、高木保男、武田五郎、成田浩、前田純也、町田雅彦、本橋貞行、（敬称略） 事務局：白井職員課長、飯島副参与、河合職員課人材育成推進係長、山田職員課人材育成推進係主査、加藤職員課給与厚生係主査、佐々木職員課給与厚生係主任、笹野職員課給与厚生係主事
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	平成27年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： これより第3回西東京市特別職報酬等審議会を始めます。 本日はお二人の委員が欠席との報告が事務局よりありました。 次に傍聴人の方についての報告を事務局からお願いします。</p> <p>○事務局： 本日は4名、傍聴希望者がおります。傍聴席を8席用意しております。</p> <p>○会長： 定員以内なので傍聴を認めますのでご案内してください。 (傍聴を承認、傍聴人入室)</p> <p>○会長： 事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 2点ご説明させていただきます。 1点目は前回、6月30日の審議会の後に市民団体から特別職報酬等審議会委員宛てに諮問事項について要請書が提出されました。会長と協議しまして各委員へ配布するという ことで本日、机上に配布をしております。 2点目は第2回審議会の会議録の確認となります。事前に配布させていただいておりますが修正等はございますでしょうか。</p>	

○委員：

6ページの「定点問題」と記述してありますが、「定数問題」に修正してください。それと10、11ページで委員の名前が出てきますが、会議録では原則「委員」という表示であったと思いますが。

○事務局：

ご指摘いただきました所を修正いたしまして、公開するようにいたします。

○会長：

1点目につきまして、市民団体の方から「諮問事項への要望書」を頂戴しています。本日、机上に配布いたしましたので議論に際しまして、適宜参照していただければと思います。それでは本日の議題に入りたいと思います。事前に資料を配布いただいていますので事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料につきましてご説明いたします。

委員からご質問、ご要望のありました、資料1から資料3まで議会に関する資料となります。ご質問で本会議の会議時間が平成23年、平成24年と比較して平成25年の会議時間が大幅に減っているのはどういったことか、ということでしたが、議会事務局へ確認を行ったところ、会議時間の統計方法が平成25年から変わりました、会議の休憩時間を含まなくなったということでございます。統計方法が異なりますと分かりにくくなりますので、休憩時間を除いた比較ができるように、第2回会議の資料4について差替用の資料をお渡ししておりますのでよろしくお願いたします。

本日の資料についてご説明いたします。

(資料1 平成26年会議開催状況)

平成26年の会議時間でございますが、平成25年と比較して、3時間50分程度増加しております。平成26年では臨時議会は召集させておりません。

2ページをお開き下さい。委員会関係となりますが、審査状況としましては、条例26件、予算19件、決算7件、その他は36件の合計88件の審査を行っているところでありまして、対前年比ですと13件減っているところであります。

(資料2 平成26年付議事件処理結果)

3ページをお開きください。平成26年付議事件処理結果につきましては平成25年と比較しまして合計で11件減っているところでございます。

(資料3 平成26年行政視察の状況)

4ページをお開きください。行政視察の状況となりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

(資料4 東京都25市の部長旧最高年収額との倍率の間差)

5ページをお開き下さい。東京都25市の部長旧最高年収額との倍率の間差になりますが、25市各市の状況、最高、最低、平均をお示ししております。25市の市長と副市長の

最低間差は0.17で西東京市と同様であります。最高値は0.25、平均は0.21となっております。副市長と教育長の差は、最低が0.07、最高で0.16、平均で0.10となっております。教育長と常勤監査は最低で0.17、最高で0.23、平均で0.20となっております。本市の間差の状況は25市と比較して、最低と最大の間にあるということが分かります。表の右側の議長から議員までの間差も市長等と同様であると認識を持っております。

(資料5 類似団体の部長旧最高年収額との倍率の間差)

6ページは類似団体の設定倍率の間差の状況でございます。類似団体での市長と副市長の間差は、0.21から0.25、平均は0.23となっております。本市と比較すると本市は最低となっております。副市長と教育長の間差は0.09から0.16、平均は0.20で本市と比較しますと平均より高い数値となっております。教育長と常勤監査の間差は、0.17から0.23、平均は0.20となっております。西東京市は最低の数値となっております。議長から議員につきましては最低数値と最大数値の間にあることが分かります。

(資料6 東京都25市の部長級最高年収額との倍率)

7ページは東京都25市の部長級最高年収額との比較の倍率となります。これまで西東京市は倍率を市長1.5、副市長1.33、教育長1.18、常勤監査を1.03と設定しております。議会関係では、議長が0.95、副議長が0.85、常任委員長等は0.825、議員が0.80と設定されております。25市の比較を見てみますと、下段で最低、最高、平均を示していますが、市長について、最低1.28、最高1.67、平均1.47となっております。本市の現状は1.50ですので最低と最高の間であり、平均を若干上回っている状況です。副市長は最低1.10、最高1.44、平均1.26となっております。最低と最高の間であり、平均を若干上回っている状況です。教育長は、最低1.00、最高1.28、平均1.16となっております。最低と最高の間であり、平均を若干上回っている状況です。常勤監査はサンプル数が少ないですが、最低0.97、最高1.08、平均1.04となっております。最低と最高の間であり、平均を若干下回っている状況です。議長から議員につきましては、市長同様、最低と最高の間であり、平均を若干上回っている状況です。

(資料7 類似団体の部長級最高年収額との倍率)

8ページは類似団体の部長級最高年収額との倍率をお示ししています。類似団体と本市を比較しますと、市長は最低1.44、最高1.67、平均1.57で平均を若干下回っている状況でございます。副市長についても同様で、1.22から1.44の間であり、平均を若干下回っている状況でございます。教育長は1.13から1.28の間であり、平均を若干下回っている状況でございます。常勤監査はサンプル数が少ないですが、0.97から1.08の間であり、平均が1.03となっております。本市での平均値となっております。議長から議員につきましては、市長同様、最低と最高の間であり、平均を若干下回っている状況が分かるかと思えます。

(資料8 新教育長制度について)

9ページの新教育長制度についてご説明いたします。この資料は第1回の会議での資料を簡略化し、表にまとめたものであります。制度として大きく変わるのは任命の方法、身分となります。本市では新たな教育長が、6月の定例議会の最終日において特別職として任命されました。新たな役割として、教育委員会の主催者として教育委員会を代表

することになりまして、教育委員長の役割が移行することになりました。勤務形態については旧制度と同様、常勤職であることには変わりありません。報酬につきましては、他自治体としてご紹介いたしましたが、東京都教育委員会の教育長の報酬につきましては、東京都の報酬等審議会において審議された結果、同水準との答申が出でているところでもあります。また、他の自治体では小金井市、国立市、福生市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市も諮問され答申が出ていますが、法改正に伴う権限、職務および職責については、全体的な整理と捉えて現在の情勢を総合的に勘案すると同水準との答申が出ているとのことで、報酬額の変更については無いとのことでした。一方、教育委員長との職務と職責を担うとの観点から、教育委員長と教育委員の月額報酬の差額を上乘せして報酬月額を引き上げた自治体も4市ございます。その他の市の状況は、報酬審議会を開く時間が無いとの理由から改定を行っていないという状況でございます。資料についての説明は以上です。

続きまして、これまでの論点整理ということから参考資料を配布させていただきました。論点1につきましては、これまでの「体系・水準」論に基づく、考え方の是非についてでございます。論点2は報酬を決める場合の部長の給料の基準の決め方でございます。論点3は設定倍率の役職ごとの間差でございます。その際に新教育長制度と、以上の点を議論の中心としていただくということをお願いいたします。

○会長：

参考資料については後にしまして、議会関係の活動状況や教育長の職責についてご質問ありますでしょうか。個人的には教育長は特別職になったということで、上乘せはあり得ると思いますが、現行の活動状況、ステイタスとしてはそうですが、内容的にはあまり変わらないという感じが全般的にします。

○委員：

新教育長に関しては報酬審議会の答申は出ていないですね。

○事務局：

今回諮問させていただいておりますので、まだ出ていません。

○委員：

そうしましたら実際の報酬はどうしているのでしょうか。

○会長：

条例が改定されていませんので、現行条例の額になります。

○委員：

従来のをそのまま引き継いでいるということですね。

○事務局：

市長等、特別職も同じです。

会長：

この報酬審議会が無制限、現行の条例上、給料が出ていくということになります。

○委員：
わかりました。

○会長：
他はいかがでしょうか。議会の活動については多いとか少ないといったところでは、非常につかみにくくて、ちゃんと活動しているのかということでは議論しづらいところではあります。前回、不思議に思ったデータが休憩時間の入る入らないということで意外な回答でありましたが。

○委員：
会長がおっしゃったように、前回の定例会の開催時間で平成24年が約144時間、平成25年が約96時間で50時間減って、しかも平成26年は99時間でいったいどうなっているのかと思ったのですが、先ほどのご説明で今までは休憩時間が入ってそれをはずせば同じ、とその点は合点がいきました。それともう一点、資料8、9ページの新教育長の説明ですが、そのとおりに思いますが、「その他」で「教育委員会の委員ではない」と言いながらなんでその人が教育委員会の代表者であるとか、会議の招集を行うのかとか、そういうところがピンとこないのですが。

○会長：
これは教育委員会改正のご説明を簡潔にさせていただかないといけないかと思いますが。

○事務局：
教育委員会制度につきましては、これまで教育員会の委員は、議会の同意を得て任命をされています。教育長については、教育委員会の中で互選により任命されているというのが大きな違いでございます。今回の新たな改正につきましては、教育長は教育長として市長から任命され、議会の同意を得て教育委員会の会議の主催をするという制度改正でございます。

○委員：
質問の趣旨としては、教育委員会の委員だから全体を主催し、代表になるのは良いのですが、教育委員会の委員でない教育長がなんでそれを行うのですかということ、例えて言うと議会の開催を市長が行っているということと同じような仕組みになるのですかということ。あまりここで議論する話ではないかとも思いますが。職責が今までと基本的には変わらないという認識で良いというご説明と、東京都をはじめ、小金井、福生、東久留米、多くの所は職責が変わらないのだから今のまま同じで良い、という情報で良いのですが、「その他」で教育委員会の委員でないとありながら上段の説明とどのように整合するのか、というのが気になりますが、ここで掘り下げるテーマでは無いので結構です。

○会長：

従来、教育委員会というのは戦後の地方教育の民主化ということで首長部局から独立して運営されていたわけですが、昨今の色々な議論の中で首長の一定の影響力を及ぼすべきだという、議論から法律が改正されて今のような体制になっている訳です。そういう意味ではイレギュラーに思われるかもしれませんが、互選という形から首長が選んで教育行政についても司るのだ、ということがこの場面にも表れているとご理解いただければと思います。詳細な教育委員会制度の紙などをご用意いただければと思います。

○委員：

議会の定量的な資料を出していただきたいという主旨は、議会が議決機関としてどれだけ機能しているかを見たいのです。だから資料2で言えば「修正可決」が一件ありますが、具体的に何がどのように修正されたのかを知りたいのです。議会がどれほど市民の側として二元性の中で機能しているかということが見たいです。そのことによって、議員の方は非常勤というか報酬で、国会議員の歳費と違いますのでそのあたりの所の報酬を考える時にもどれだけ議会というものが機能しているかということを見たいです。もし分かれば修正の中身も教えていただきたいのですが。

○事務局：

修正の内容でございますが、市税条例という条例がございます、その中で都市計画税の税率の変更について条例提案させていただきましたが、これを引き下げた修正可決ということでございます。

○会長：

これは活動していないから報酬を下げて良い、という議論では無いと思います。ですので、いったい地方自治法上、どんな権限が与えられて、どういう職責のもと、どういう活動をしているということをつまめるべきだと思います。もちろん、実際に活動していないということであれば、議会に活動しなさいということ言うべきであって、報酬を下げるという議論とは違うと思います。先ほどの教育長の議論にもありましてとおり、いったい自治法上、本市においてどのような役割、権限が与えられてどういう機能が期待されているのか、それを十全に尽くしていないということであれば、活動自体が良くないのであって、報酬を下げて良いということにはならないです。逆に言うと市長は権限以上に働いているのであれば、給料をどんどん出したら良いではないかという議論になりかねません。まずはどのような職責が与えられているかということを考えるべきだろうと思います。ただ、委員がご指摘のとおり、市民の方が議会が機能しているかということに関心があるのはよく分かりますのでこの会議でもシェアしていきたいと思えます。

一旦、この資料については常に立ち戻るとい条件に進めていきたいと思えます。それ以外のペーパーにつきましては後で紹介をしたいと思います、この二つがよろしければ、一番最後に示していますが、前回の会議の最後に、論点を三つにまとめて欲しい、論点について一つ一つ確認していきたいと、申し上げました。その論点のうち、論点1、論点2については、前回までの議論の中で、大きな反対は無かったと私は承知しております。論点3については、実際に各市のデータを示していただきながら議論したいという意見があったと承知しております。本日はこの論点1、2、3で一定の結論を出しましてその先の議論に進んでいきたいと思えます。まずは論点1ですが、前回の報酬審

議会で答申された「体系・水準」、「体系」というのは地方自治法や本市の法令等に基づいてどういう権限、職責が特別職の方々に求められているのか、ということをもまず考えましょう、ということでありました。特に部長級を中心として報酬等の体系を考えていきたいと思います。この方式で異存はないと思えますけれどもよろしいでしょうか。他の方法ということであればご提案いただきたいと思います。

○委員：

私は、論点1の平成21年度に答申された内容、議会へ説明された議事録を読んでも「体系」と「水準」で報酬が決定したとは、なかなか理解することができないのではないかと思います。「体系」と「水準」は、検証の手段としては良いかもしれませんが、報酬額を決定する計算式とするのはいかがなものか、と思います。決まった金額を妥当なのかを検証する方式としては良いけれども、仮にこれで決定するとしたら報酬審議会が有言無実化されないか、こういう方式でやるのは西東京市として議会もオーソライズしないといけないのではないのかと思われるのですが。

○委員：

今の委員のお話ですと基準というものが出てきませんよね。基本が出てこない議員の報酬、市長の給料というものが出せないわけですよ。ですから今まで皆さんがやってこられた中で、部長職の最高給という形を出してきたのではないかと私は考えます。そういった基本が無いと給料の体制ができなくなるでしょう。

○委員：

委員の言われることもよく分かりますが、これは21年度の報酬の答申の時にこういう風に決めた、例えば他の市ではどのように決めているのか、西東京市でも21年度の前はどのように決めていたのだろうか、と思います。

○委員：

旧保谷市時代に報酬審議会をやっていたわけですが、その時点でも他市との比較、そして皆さんのおっしゃっているように市民の満足度などを踏まえた上で、現状の本給はこのくらいだろう、保谷市はこの辺りにいるんだからここでどうだろう、という形は出しました。ですが基本は部長職の最高給、というのがあります。

○委員：

部長職をベースにするというのは分かるのですが、21年度時点で他市は具体的にどのように決めているのか、他市ではこの計算式は使っていないと思います。これは西東京市だけです。ただ、他市でも部長職をベースにしているというはあると思いますが、それを具体的にどう決めるのかが、報酬審議会の存在意義があると思います。決まった金額がそこに妥当性があるかどうかを検証するのが、この方式が有効でないかと思うのですが。これを最初から当てはめていくのは機械的になってしまうので定性的な市民の思いや財政状況というものが反映される余地が無いのではないのでしょうか。

○委員：

私はむしろ逆で、「体系」・「水準」が物差しで定性的なものを表しているのかなと思います。今回、25市の部長級最高年収額との間差額などの資料を出してもらって大体良い水準かなと思っています。多分、今までは他の所を見ながら、あるいは他の市はそういうのを見ながらやっていて、それはなぜそういうことなのか、というのを一つ定式化したのは体系・水準論であって西東京市の大きな財産だと思います。それに基づいて実際の検証は他市との比較等になりますから、そんなに矛盾するものではありませんし、体系・水準論を最初に伺った時には面喰いましたけれども、整理してそれをベースにしながら実際の数値については他市との比較で検証するというのとは一番オーソドックスでスッと頭に入ったのですが。

○会長：

前回、前々回に申し上げましたが、なぜこの議論にたどり着いたのかということについて、行政研究者として申し上げますが、元々、地方自治法に基づいて報酬等が決まっていっわけですけれど、全国の自治体で明確にこういう方針で決めましようと思っ打ち出している所は私が見ている限り存じません。平成21年に報酬審議会の委員を依頼された時にどういう考え方に基づいて、報酬等を導いたら良いのかということ調べて欲しい、ということで発表したと記憶しています。その際に参照したのが、内閣総理大臣の給料はどうやって決まっているのであろうか、それについて当時の総務省はどのような方針で決めたら良いだろうと提言したのかということについても調べてみました。その時に出されていたのが体系・水準論でありました。内閣総理大臣と市長の職責や権限は違いますが、どうやって導くのかという定性的な考え方というのは、それを参照することができるのではないかと私は思ったわけですから。もちろんこの二つを採用したからといって、すぐさまこの金額でいきましょうということが導かれる訳ではむしろありません。ですからこの二つの考え方に基づいて、金額をはじき出したらどうなるだろうかということはこの後の会議でやっっていこうと思っっています。ですから、委員がおっしゃるように自動的に決まって、この会議の意味が全くないということは全くございません。私はそういう意図でこの議論をしているつもりはありません。

○委員：

論点の書き方が特別職の報酬等を「決定する」というと、計算式があっって当てはめていっだけというような印象を持つものですから。日本語の表現というのは大事なので、報酬審議会では言葉にこだわっっていかなければいけないと思います。

○会長：

私は全くこだわっりませんので、例えば報酬等を導くことについて、あるいは試算することについてでも構わっないと思います。

○委員：

全国の市の論点分けをした時に、財政状況をどうするかとか、類似団体の比較とか、市民感情はどうなのかといったことを五つくらい挙げていますよね。一般的に五つくらい論点を挙げてそれについて審議会で議論して具体的な金額をどう算出していっくかまで

は残念ながら見えてこないですが。西東京市でも21年度の前はどうやって具体的にやっていたか報酬額を算出していたのか見えてこないのです。

○会長：

なぜ見えてこないのか明確に申し上げますと根拠がないからです。例えば市民感情は定量化できるかと言いますと定量化できません、ですのでぜひこの場で市民感情は表していただきたい、と私は思っています。実際にこの二つの考え方に基づいて試算してみる、まだ試算していませんが。試算してこれで本当に市民感情に合致しているかというのは、言葉で正にやっていただきたいことです。裸の市民感情というのはなかなか議論し難い、どうやって市民感情を定量化、測定するのか非常に難しいところがありますので、この場でぜひ思いをぶつけていただきたいです。委員がこれはという案があれば、ぜひこの場の議論に資すると思しますのでお願いいたします。

○委員：

私は体系・水準論について正に正当であると評価しているのですが、では、具体的な数字をどういう形ではじき出すのかというのは気になります。例えば論点1で特別職の報酬を算出することについて、ということであれば良いのですが、決定とまでになると行き過ぎで、算出してみた数字の妥当性について、類似団体等との比較で勘案していくのだろうとは思いますが。全国でも具体的な計算式があることはあります。市長の年間の稼働日数と議員の稼働日数の比率で、例えば市長が年間100日あるとするならば、議員が51日だったらその比率で計算するといったことです。

○委員：

それはどこの自治体ですか。

○委員：

どこの自治体であったかは忘れてしまいました。

○会長：

その議論についての感想を申し上げますと、乱暴な議論だと思います。一般職、デスクワークで定型的な業務であれば、日数をかけてかまわないと思いますけれども、議員と市長の仕事は性質的に全く違うものですから比べてはいけないと思います。

○委員：

体系と水準で「決定」という言葉が、委員が気になるということですが、ここで我々はこう思います、ということですが、答申するときには決定ですよ。私はその意味でここに「決定」と書かれていると解釈をしていました。この体系と水準を基に特別職の報酬等のある程度議論して、その中で大体これで良いのではないかという話になった時に、答申として決定して出すわけですよ。なので、この「決定」はそういう意味であるということ解釈しています。

○会長：

委員のご意見は一番最後、最終的に答申してこれでどうですか、というような意味で

の「決定」と言っているということであって、この体系・水準論で自動的に導くつもりではない、ということですね。

○委員：

前回まで2回審議会を行いまして、2回目の最後で論点を三つに絞って議論をしようということになりましたので、まずは三つの話に入って、その中で良い悪いという話をした方が良いと思います。時間も無いと思いますし、表現が気に入らないということもあると思いますが、これは参考資料なので最終的に提出する時に言葉遣いに注意すれば良いと思います。

○会長：

答申案を最終的に確定する際に、ということですね。

委員からも他の委員の方からも大きな異論が無いと私は認識しましたので、次の論点に行き、必要があれば立ち戻るということにさせていただきます。

では、2番目の部長の給料をモデルケースにするということについてですが、前回のおさらいになりますが、たまたまある人が部長で最高の給料でいるとします。その方が辞めたり辞めなかったりするというようなランダムな状況からすると、一番これだけもらいうるだろうという試算をした上で、それに市長であれば1.5をかけるという計算で良いのではないかと、ということでありました。もし、その時々部長ということになりますと非常に変動が激しく、偶然に左右されてしまうということは、やはり良くないだろうという判断ではどうか、ということをお前回申し上げましたがこの点はいかがでしょう。

(各委員より「異議なし」の声あり)

○委員：

事務局にお聞きしたいのですが、先ほどの他団体の間差額や部長との倍率について出してもらいまして、大体このような傾向かと思うのですが、他市の場合は、どこまでそれを意識して決定しているのか、それはどんな反応でしたでしょうか。

○事務局：

他の市の報酬の決め方ということになるかと思いますが、決め方については、調査しておりません。

補足いたしますが報酬審議会に関して毎年ある一定の時期に各市が調査を出していただいております。報酬審議会の開催状況、額の決定、変更するかしないかということをお各市調査いたしまして、今回、西東京市が報酬審議会を開催するにあたりまして、まず西東京市から調査を始めようということで各市に照会をかけました。その結果、市長、副市長、教育長、常勤監査の報酬等につきましては、概ね各市とも各市の均衡ということで、特にこの市はこういうやり方で、という明確な回答が無かったことは事実です。ですが、各市の市長、副市長の報酬等の平均値もしくは数値的な係数等について、明確な回答はありませんでしたが、26市の状況を鑑みて、ということはお回答の中でありました。

委員：

今、事務局が言われたとおり、他の団体は26市の状況に鑑みてということなのですがそれでは説明にならないのです。だからこそ西東京市の様に部長級を基準にしていく、その結果、西東京市だけが突出して違えば別ですけれども、他の団体もそうだというのであれば、西東京市の考え方は、他の団体が意識しているしていないにかかわらず、そういうことでやっていると思います。本当は、そういった考え方も調べていただいて、西東京市に近い明確な体系・水準論に近い考え方を持っていれば良いのですが、そうでなくとも問題意識でというところが26市もあればそういった団体もあるでしょうからそれも聞ければ良かったと思います。それでなくとも結果的にデータ的に見ると同じような数値だということが、西東京市の基準が単なる西東京市だけ、ということではなくて、自治体では会長が言われたとおりなかなか基準はないのですね。そういったことで西東京市の基準は少なくとも26市では汎用性のある基準であるということが証明されたのではないかと考えていますし、違う部分もありますが西東京市の物差しは他の団体でも通用する物差しであって自信を持って議論できると考えています。

○委員：

議員や市長等の特別職の場合に、部長職がベースになっているというのは全国で共通の認識だと思って良いのではないのでしょうか。部長をベースにするのだけれどその後、具体的な数字をどうやって算出しているかということがなかなか見えてこないのですが。

○会長：

おっしゃる意味はわかります。特別職の報酬等を決定するにあたって、法令上もよるべき根拠が示されていない。その時に何を参照するかというと、それは部下であろうというのは当たり前ですが、一体どの部下を参照すべきかというところは、はっきりしていないわけですね。平成21年の時にも部長級を基礎にと考えたのですが、どういう部長職なのか、今回はしっかりモデルケースでやりましょうということを考えたわけですが、前はそこまで議論としては煮詰まっていなかったところがあるか、という気がします。そういう意味では、今回は前回の答申にさらに部長級を参照するということがどういうことなのかということと比較的明確に打ち出すということになる気がしています。

○委員：

部長職をベースにするのは大体共通認識に立てるのだけれども、部長職を具体的に捉えて、どういうように計算式で反映していくのか、というところが正直わからないのです。

○委員：

前回に私も言わせていただきましたが、部長職から特別職に推薦されてなる方がいたとして、部長職よりも報酬等が下がってはいけません。そこを考えなければいけないということで部長職も最高の位で一番上であり、その部長の方が定年までいった時にどこまでいくのかということがあるので、最低限、部長の最高給を基本にするということが大前提にあるわけです。そうでなければ、部長で最後まで勤めた方が良い、という

ことであれば特別職にならないですから。優秀な方を副市長や教育長にもってきたくてもやり手がなくなるということになってしまいます。そういったところを鑑みて考えていくという大前提がそこにあると思います。

○会長：

2番目の論点について、部長級のモデルケースとしての給料で、それを最高額、1.0として考えていくということで次の論点に進みたいと思います。

1番、2番を体系・水準論で部長のモデルケースでと考えると、仮に市長を1.5とした場合に、ここで言う「間差」の妥当性についてということです。

後者の新教育長については、従前どおりと考えるとよろしいというのが、これまでの議論だったかと思います。そうなりますと副市長等の「間差」がこれでよろしいのか、ということが最後に残された論点ということになります。8ページ、資料7の「類似団体の部長級最高年収額との倍率」をご覧いただきたいのですが、類似団体というのは地方公共団体の行財政を測る指標の際に、同じグループを見つけてそこで比較をしましょうということで妥当性のあるカテゴリーかと思っています。人口と産業構造の2つで全国の自治体を分類するとすると多摩地区ではこの各団体となっています。その団体と比べて西東京市が設定している倍率がどうなのかを見ていきたいと思っています。市長は1.5で考えた場合に、9市の最高と最低の間に入っていて平均は1.57、副市長はほぼ一緒で1.33と1.34、教育長は大きいとみるのか小さいとみるのかわかりませんが、平均値で言うと、1.18と1.22なので0.04低くなっています。常勤監査委員はぴったりで、議長は0.03、西東京市が低くなっています。副議長も0.03低くなっていて、他市の方が議会の議長等に少し多めに払っているということがわかります。常任委員長等と議員も西東京市の方が低くなっているということで議会部門については他の団体の方が高めであって、西東京市は低めに設定されているということがお解りいただけるとと思います。仮にこの類似団体の部長級最高年収額との比較の中で従来の間差、市長と副市長0.17、それ以外が0.15で分けていて、議会については0.1、0.025、0.025と分けていますが、前回に示したこの間差で妥当なのかどうか、ということです。他の団体でこの間差を見てみますと、結構まちまちで他の市は非常にばらついているという気がします。そういう意味では、他の市の報酬審議会では、論理的に導いていないのではないかと疑ってしまいたくなる数値であろうかと思っています。市民に対する説明責任を果たすためにも間差というのは一定の間隔で空いている方が望ましいと思います。例えば副市長と教育長、教育長と常勤監査委員が0.14と0.16だったりするとなぜ差が0.02あるのかと説明することは、この場にいる方全員無理だと思います。あと、市民一人一人に問うても無理だと思います。ある程度割り切って説明しやすい数字にしておくべきだろうと置いていたところですが、今回はこういう数字になったわけですけれども他の団体との比較の中で、この間差でよろしいか、というのが論点であります。ぜひご意見をいただければと思います。

○委員：

今、会長がお話されましたが、類似団体の部長級最高年収というのでは西東京市はかなり平均に近いというのが分かるのですが、資料4の25市の部長級最高年収額との倍率の間差で市長と副市長との間差、0.17というのが、他の市に間差に比べると差が少ないということで無いとは思いますが西東京市の副市長は、他市の副市長に比べて何かプラスアルファの役割があるのか、そうで無ければ通常の他の団体と同じということであれ

ば、もう少し市長と副市長の間差があっても良いのでは、という気がしています。

○会長：

例えばということですが、これはどのような議論をするかですが、委員がおっしゃったことを前提にしますと、市長を1.5にするという数字を動かすかどうかで議論が違ってくると思います。

○委員：

私としては市長の1.5を動かすつもりはありません。

○会長：

市長の1.5は前提として後のバランス、間差を動かすということですね。

○委員：

市長と副市長の間差が他の市に比べると近いな、という気がしてしまっていて、その辺りを皆さんともう少し審議したいと思います。

○委員：

委員の言われたことは、第1回目の資料18のところで見ると市長1.5、副市長1.33というのここと言えば、計算上のことで実際には違うんでしょう。基本的なところは1.50、1.33で現実には0.17になっていますよということです。

○委員：

現実ということのおっしゃることはわかりましたが、我々の場合には標準的なモデルという形で類推して作っていくのだと思います。例えば部長の最高級の方がAさんという人がいて、翌年もAさんが最高級になるか、という個々のことを判定するのではなくて、標準的にどういう人が市長になって、どういう人が副市長になったとしても標準的なモデルというものを想定して作っていくことが我々の仕事ではないかと思います。ですから標準的なモデルで考えていきたいと思います。

○会長：

A、B、C、D、Eという人たちがいたとして、Aが市長、Bが副市長、Cが教育長、Dが常勤監査委員、Eを部長とします。委員の議論を前提とするとDとEの間は0.03です。市長に少し上乗せする議論をするとしまして、他の数値をいじらないとすると監査委員を1.02にしてAとBの差を0.18にするという考え方もあり得るかな、という気がしています。市長をどのくらいにするのかというのが難しいですが、委員のご意見からすると市長と副市長、市長はともかく、副市長と教育長、教育長と監査委員については、数値はそのままでよろしいというふうにも聞こえましたが。

○委員：

他の市に比べると市長と副市長の間差が少ないのかなというように見受けられたので、どの数字が妥当かというのは難しいのですけれども、ちょっとその辺りを皆さんと考えたいと思っています。

委員：

委員が言われたとおり第1回の資料では本来は0.17、1.33ですから0.15の間差があるわけですね。それが基本にあって、たまたま給料を減らしているからそういう形になっているということだと私は解釈していますが。

○委員：

そうだとすると資料4の一番下の25市最高と平均の差というのが、他の市も同じようにやっているのだとすれば、今の理論ではないような気がします。

○委員：

他の市は別として、たまたま平成21年に西東京市が給料を下げたということだと思います。

○委員：

でも他の市も同じような事情で下げている可能性もあるわけですね。ですから個別的なものというより、何年度にどうのこうのというよりも標準的に使えるものを考えたいと思います。

○会長：

この場での議論として、どこと比較しながら議論するかという点で申しますと、委員のおっしゃるとおり多摩地域の全市で比較するということがあります。人口の大小、産業構造の違いもありますので、できれば私としては類似団体でご覧いただいた方が良いでしょう。ただ類似団体だけ出すと資料を隠しているのではないかと思われるかもしれませんが、全体を見た中で類似団体を出すところなる、ということです。

○委員：

今の類似団体での差というのは、部長と市長であって私が言っているのは市長と副市長の差についてですので言っている論点が違うと思います。

○委員：

第1回目の資料18で、委員が言われたように基本的な部長と市長の差が1.50になって、実際は現行倍率が1.48になっているので0.02下がっていますよね。市長、副市長等、標準の設定倍率より少し下がっている要因は为什么呢。

○事務局：

それは期末手当の支給率が一般職は4.2月になっておりますが、3.95のままだからだと思います。年収ベースでは差が出てきます。

○委員：

了解しました。

○会長：

この間の説明をいたしますと前の報酬審議会から今日に至るまで、一般職の給与が特に期末勤勉手当の部分がアップしている、ところが報酬審議会の対象の方々は、報酬審議会が開かれるまで変わらないです。となると、この5年間で一般職の給与が上がっていくと当然に間は短くなっていくということになります。委員がおっしゃったのは適切なお質問で、今後も発生しうることです。ですからどういうタイミングで特別職の報酬等をこの会議体を開いて行っていくのか、この諮問の答申の内容とは関わりませんが大事な論点と思います。

○委員：

論点には入っていないのですが、常勤監査委員と常任委員長等のある市と無い市があるのはどういうことでしょうか。

○事務局：

常任委員長については、いないということではないと思います。ただ常任委員長としての報酬に差をつけていないだけだと思います。常勤の監査委員につきましては、置くことができるということですから置いていないということだと思います。

○会長：

常任委員長は、プラスアルファの常任委員長としての職責が無いということと考えているということでしょう。

○事務局：

補足ですが、副市長の間差というところで、副市長の二人制を取っている市が大半を占めていまして西東京市は一人ですのでこの辺りも市長と副市長の間差が他市に比べて少ないということが鑑みられますことを参考としてお伝えさせていただきます。

○会長：

大きな自治体では二人置いている所があります、それが給与に関連があるということですね。非常に説得力のある説明だと思います。

○委員：

第1回目の資料12で市民一人あたり税収額がいくらかというところですが、民間の大企業でも営業収入の多寡によって給料は違ってくると思います。そうすると西東京市の一人あたりの税収入は154,000円、9市平均が174,800円となっています。単純に類似団体と間差等を比較するのではなくて、一人当たりの税収というのは街のオーナーである市民の稼ぎ具合になりますので、その辺りをどう加味するのかということも少し考えないといけないと思います。

○委員：

今のご意見は面白い着眼点なのですが、実際の財政運営は地方交付税が入って、一般財源ベースでは大体同じなんですね。

○委員：

それはわかっていますが、企業での収益力と言ったら、西東京市での交付税で補填されるのは別にして、市民の稼ぎ、収益力というのは一人あたりの税収額に反映されていると思います。そこの収益力を勘案しないで類似団体と単純に比較するというのはどうかと思います。

○会長：

非常に面白い論点と聞いて思いましたが、例えば私が大学を辞めて市長に立候補すると、その時には市税をたくさん稼ぐために、住民にできるだけ出ていってもらって工場に来てもらう、というような話になってくると市長選挙というのは良くないと思います。今いる住民の方々を前提に施策を展開して市税を徴収するべきであって、たくさん稼ぎたいのであれば工場に来てもらう、法人・住民税を払ってもらうということの方が適切だ、ということが理想になってくるとということが本当に良いのかということも論点としてあるかと思っています。

○委員：

我々個人でも身の丈にあった生活をしないといけないと思います。そうすると西東京市の身の丈にあったと考える時のベースは人口一人あたりの税収だと思います。

○会長：

この比率というのは難しいもので、人口がどんどん増えれば企業が同じでも、減っていくわけですよ。例えば、西東京市で言えば人口は増えている、そういう意味で人口が増えれば増えるほど企業があまり変わらない、個人住民税がそんなに変わらないということになると、どんどん割合的には変わっていくということもあり得るということです。人口が出ていけば出ていくほど企業が変わらなければ高くなるという可能性があります。そういう意味では分母分の分子という計算を引き合いに出す時には分子も動くけれども、分母も動くということはどう考えるかという、このあたりを直接報酬の何かに反映させるというのは難しいと思います。

○委員：

委員の言われたことは私もわかりますが、基本的には市民の税金だけでやっているわけですね。その中で西東京市の報酬というのが自分のレベルの中で生活しているのか、とおっしゃるのと同じで今の西東京市は26市と比べてどうなのか、ということだと思います。この基本が色々な資料を見ていくと大体真ん中にあるであろう、そうしたら今の生活水準になっているだろうという判断はできるのではないかと思います。着眼点は面白いと思いますが、話が変わってくるかと思っています。

○会長：

色々な議論を出していただきまして、論点1と2については一旦、まとめさせていただきたいと思いますが、論点3の間差につきましては、一応これを原則として、事務局が許せばここで休会して数字を出してもらったらいかがかと思いますがどうでしょうか。実際、この間差に基づいて報酬等の額を算出してもらって検証するということではどうでしょうか。その上で委員のおっしゃった市長がもう少し高くても良いのではないかという議論もありうると思いますが。

○委員：

市長の報酬等を上げろとは言っていません。それと、最初のころに標準的な市長から議員までの報酬等については提示されていると思います。それと極端に違うというのであれば良いのですが。変わりますか。

○事務局：

今のご意見を参考に現状とモデルケースで試算した場合を比較して一緒にお出しするということではいかがでしょうか。第2回でお出ししました503,100円のモデルケースでこの設定倍率の中で計算をして、年収額としてどうなるのか、現状支払われている特別職との報酬額としてどのようになっているのか、という視点でよろしいでしょうか。

○委員：

前回の報酬審議会以降、一般職員の方は人事院勧告等に合わせて今まで下がっていて、今回上がってボーナスも上がりましたよね。その分の部長級の最高職の人の給与に当てはめた時にどうなのかという試算と、最初の時に期末勤勉手当は3.95と4.20というお話があったと思いますが、そこも試算にはならないのですか。

○事務局：

平成26年の人事院勧告では26年分の一般職の給料につきまして上がってましたが、27年の4月からは0.17下がっているのです。今は4月以降でございますので部長級の給料が本俸、給料表が下がっているのですが、西東京市においては今までの給料を現給保障されている額で試算をするということになります。

○委員：

給料は下がったけれど地域手当が上がったのではなかったですか。

○事務局：

西東京市は変わっていないです。

東京都は給料と手当の配分を変えて、地域手当の率を上げています。西東京市の場合には地域手当の率が変わらないため、それができないので現給を保障するというを行っています。

○委員：

東京都は給料が下がって手当が上がっているけれど結果はどうでしょうか。

○事務局：

東京都は地域手当が18%から20%に上がって、2%上がっています。本給は0.17下がっていますので0.03収入で上がるということになります。ですが西東京市の場合には、給料だけが0.17下がってしまして地域手当は15%のままですので、26年の人事院勧告の給料表で計算して現給保障をさせていただいています。

○会長：

今年度もらっている給料等と部長のモデルケースで試算をしてみて、現状からプラスマイナスどうなるのかというところを見たいと思います。

○事務局：

お時間をいただきたいと思います。

○委員：

会長のおっしゃっている意味はわかるのですが、実態というのは違うかもしれませんが、それがかなり差があるとすると前回の報酬審議会の提案というのが、生かされていないということになってしまいますが。私のイメージとしては、ある程度答申が生かされているのだとするとそんなに差が無いと思っていました。

○委員：

一つ考えられるのはこの諮問機関、報酬審議会で決めました、こういうように答申しました、それを市長と議会で納得しました。それで1年間そのまま行くわけですよ。途中でこういう状況だから我々の給料を下げなければいけないという問題が出た時に、今言うように議会で決定したら給料を下げるわけですよ。

○委員：

ということはかなり変動があるということですね。

○委員：

あくまでもこの報酬審議会というのは基本を出すだけであって、実質的な問題は、議会が報酬を減らさなければならないということが通った場合は、減らすことになりません。

○会長：

もう一度整理しますと現状とモデルケースについてどういった差が出るかと言いますと、一般職の給料がこの5年間に上がっているということ、部長のモデルケースを計算する場合もその上がった部分が反映されるということです。しかし現状は少し26年としては下がっているなのでその変動が一つあります。もう一つ変わりうる要因は、その当時、部長をどういう部長にするかという点でいうと多分在籍していた部長を前提としたという意味で、モデルケースにした場合と、実際にいた部長との差があり得ます。委員が前に決めていたのにずれているということは何か理由があるのではということですが、ずれる理由もあり得るということになります。

○委員：

ずれる理由もあるのだけれども、再計算しなければならないほど、差があると思っていませんでした。

○事務局：

これまでの人事院勧告ですが、下がり続けております。平成21年から5年間下がりが続き、最終的に今回の平成26年度は平成26年4月から平成27年3月分だけはちょっと上が

りましたが、平成27年4月からはまた下がりました。

○会長：

人事院勧告でボーナスは上がっていますが、給料のベースが下がったということですね。

それではここで一旦、休会にします。

(一時休会)

会長：

会議を再開したいと思います。

改めて資料をお配りいただいておりますので事務局から説明をお願いします。

○事務局：

最初にお配りした2枚の資料ですが、部長級の基準額をモデルケースで計算した場合の報酬等の推移でございます。市長を始め、議員につきましてご覧いただいたとおりでございますが、若干の誤差がありますのは給料及び報酬額を千円単位でまるめている状況でございますので近似値ということで捉えていただきたいと思います。もう一枚の縦長の用紙ですが、現行で支払われている報酬等の額から今お示ししました額についてお示したものであります。一番下の表が現行と基準額を比較したものでございます。報酬等の月額がそれぞれマイナスになっておりまして、年収ベースでもマイナスになるといった状況でございます。

最後にお配りしました縦長の表でございます。一番下の表で改定後の期末手当4.20月とありますが、3.95月としていただきたいと思います。一番上の表については、先ほどの資料と同じで現行支払われている額であります。真ん中の基準額につきましては、期末手当を3.95月にした場合の年収額の比較でございます。年収の比較でいきますと、報酬等の月額は変えずに、期末手当を3.95月にしたものです。年収ベースですと市長がマイナス385,020円、議員が200,880円といった状況になっております。

一番初めにお示しした資料と同じように報酬等の月額を各倍率に合わせた形で試算しておりますので、3.95月で試算した場合の年収額の比較ができますので、そこで新たに報酬等の月額が上がって期末手当が下がるという図式になると思われま

○委員：

3.95月にした場合、他団体が全部4.20月でやっている中でなぜ西東京市だけやらない、ということになりますよね。もちろん財政再建団体といったところは別ですが、健全な財政であれば、25市、類似団体等を見ながらということだと、4.20というのは一つの前提かな、という気がします。

○委員：

今までの話を聞いていくと、給与水準というのはそのまま良いのではないかというのが皆さんのお話のようですし、人事院勧告選定の3.95を4.2にすることは仕方がないのだろうというような解釈ですよね。それ以上、上げるのか、ということについてはちょっと待ってと逆に思います。3.95で良いのかということとどうなのかということ

はり人事院勧告の数値に持つていくのが妥当ではないかと思ひます。

○会長：

期末手当を4.2月にしたバージョンと、3.95月と比較しながら議論いたしたいと思ひます。すでに委員と委員からは4.2月というところではいかがか、という提案もありました。私自身も水準論という点で言うると3.95月で維持するという理由は無いと思ひていります。一般職の給与を前提として特別職の報酬等を考えるのであれば、上げる時には上げる、下げる時には下げるという形で一定の均衡を保つ、というのが水準論の発想であると思ひますし、そういうふうにするべきでないかと思ひます。実際に金額を見ましても3.95月の方はかなり年収ベースで深堀されることになるかと思ひますが、こちらの数字を見るのが無くて4.2月で良いのではないかと思ひていたところもあります。

(各委員から「異議なし」の声あり)

○会長：

それではもう一枚資料がありますけれども、まずは年収比較の資料で4.2月で計算した、具体的には市長で言うると年収が88,000円あまり減る、というこちらの方式で最終的な答申案をまとめていきたいと思ひます。その際に、委員が繰り返しておっしゃっているので、どのように答申を書いていくのかということについて、今日の議論を踏まえて私から申し上げたいと思ひます。

まず、21年答申を前提にし、そこを見直す必要があるかどうかという観点から審議会の議論をしてきた。その際に、答申案そのものには21年答申には無いけれども、その当時の議論からすると「水準・体系」ということで議論を進めてきた、それについて改めてこの場で議論した結果、引き続きそれを維持する、基本的な考え方として「水準」と「体系」という考え方で議論したらいかがか、という結論に至った。これが一つ目です。

二つ目ですが、その際の「水準」で言う場合の部長級の給与というものを前回の21年答申では、やや不明確であった、それを今回明確にした。その際には、誰が部長に偶然ついているかということに左右されないためにもモデルケースで一番最短で昇進した人を前提にしたらいかがかという考え方を出し、基本的にそれで試算するということが了承された。

三つ目ですが、その二つを前提に各特別職の年収の格差を確認した。併せて、教育長の職務についても改正前と改正後について確認を行った。その点については大きな差が無いと認識をした。間差については、類似団体との比較の中で、比較をした結果、大きく本市が当時設定した0.17から0.15、0.15というような間差については、最大値、最小値、平均値と大きな差は無いことを確認した。その上で、実際に金額を算出してみた。算出をしてみたところ、こういう数字になった。と、というような形でペーパーをまとめていきたいと思ひます。事務局と私の方に一旦お任せいただいて、早急に今申し上げたことを文章化したいと思ひます。その上で各委員の方々にぎりぎりになるかもしれませんが、ご覧いただいて次回の会議に臨みたいと思ひます。なお、この答申を出すにあたっては、こういう意見もあったというところがあれば、お出しいただいても良いかと思ひております。私自身もそうですけれども、その場合には答申には直接かかわらないのだけれども、諮問された範囲内でこういった意見もあったということをごひとも付け加

えたいということがあればお書きいただき、ご発言いただきたいと思います。

私から一つだけあらかじめ申し上げておきますと、今日、委員からご意見いただいた中で、私が適切だな、と思ったことがあると言いましたが、どういうタイミングでこの報酬審議会を開いて、特別職の報酬等を見直すのか、ということです。今回数字を見て私もびっくりしましたが、5年に一回、国家公務員の一般職の給与が見直されるということと大きく関係しています。というと、5年後に大きなウェーブが来る、そうするとやはり見直しをせざるを得ない。期末勤勉手当や棒給表は毎年度、人事院勧告で見直されるわけですが、それ以上のもっと大きな変化というのは5年後、4年後になるでしょうか、4年後の人事院勧告に恐らくなるだろうと思います。人事院の方としては、地域給与の見直しをどういうタイミングで行うかについては明言していませんが、恐らく5年おきでやっていくのではないかと私は聞いています。そういう意味でも少なくとも5年おきくらいに見直しをしていくことが必要ではないかと思っています。そういう意味では、その間は毎年毎年、見直しをやっていくのかというと、それは大変ですから5年おき、人事院勧告の地域給与が見直されて、給与全体が大きく見直された時に見直しをしていくということで良いのではないかと思います。もちろんこれについては放っておくと給料が上がって行く場合には、どんどん一般職との差が無くなります。逆に不景気になると差が開いていくということになります。こういったものを毎年追いかけるよりは、5年単位くらいで定期的に見直しをしていく方が良いのではないかと、理想的には市長が当選する前にやるべきだと思いますが、議員の方の時期とずれているのでなかなかタイミングを見つけがたいかな、という気がします。議員の方もいるうちに報酬が上がったり、下がったりするのはいろいろなことをお考えになることもあるだろうから、逆に市長もそうかもしれない。そういう意味では5年おきくらいに見直したらどうか、ということをお個人としては書かせていただきたいと今日、思った次第であります。今日、この場でご披露いただいても結構ですし、次回、答申案をまとめる際に、諮問された範囲内で関連することがあれば、個別にご意見をいただいて、個別の委員からこういったご意見があったということをお付記する形で答申案をまとめていきたいと思っています。今後の方針も含めて、答申案について私がザッと考えたことを申し上げましたが、何かご意見ございますでしょうか。

○委員：

可能であれば結構ですが、事前にメールで送っていただけるとありがたいです。事前に頭を整理してから審議会に臨みたいと思いますのでよろしくお願いします。

○会長：

答申案が20ページも30ページにもなると何を答申しているのかわからなくなることもあるので、ある程度コンパクトにしたいと思いますが個別の意見があればできれば事前に事務局に文章でも口頭でも結構ですのでお伝えいただくと整理して進められると思います。

以上ですが、事務局から何かありますか。

○事務局：

今後につきましては、会長よりご意見・ご指導ありましたので、それに合わせて資料をご用意させていただきたいと思っています。

次回の日程でございますが、急で大変申し訳ありませんが、来週の7月27日の月曜日を予定しております。時間については午前9時30分から11時30分、場所は田無庁舎3階の庁議室でということになります。欠席の方はご連絡くださいますようお願いいたします。

○会長：

出席できない方は、個別にご意見をいただきたいと思います。

○事務局：

当日は庁議室での開催を予定していますが、首脳部の会議が急に入ることもありますので予めご承知おきいただきたいと思います。その際にはご連絡いたします。

○会長：

以上をもちまして本日の特別職報酬等審議会はこれにて閉会いたします。

以上